

2016年10月25日 全6頁

ハード・ブレクジットで孤立する英国

金融機関は2017年第1四半期から英国からの業務移転を画策

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 77

ロンドンリサーチセンター
シニアエコノミスト 菅野泰夫

[要約]

- 10月20日-21日の日程で開催されたEUサミットは、英国がEUから孤立する状況が鮮明に示された場となった。メイ首相は、英国がEUを離脱するまでは、欧州の会合や意思決定において引き続き中心的な役割を果たしたいと発言し、多くのEU首脳の反発を買った。スコットランド民族党（SNP）のスタージョン党首は、このまま（単一市場へのアクセスを確保できず）ハード・ブレクジットへの道を選ぶのであれば、スコットランドは再度独立の住民投票を辞さないとし、第2次投票に関する法案提出を党大会の演説で約束した。
- リスボン条約50条は、「加盟国は憲法の手続きに従って離脱する」との記述のみで、明確なプロセスの定義はなく、議会採決が必要か否かは各国の判断に委ねられている。一方で、50条行使に議会採決の是非を問う司法審査が英国高等法院で行われており、政府代表の弁護団が、50条行使を含むEU離脱に関するあらゆる取り決めについて、議会採決をする必要性が高いと発言したことが波紋を呼んでいる。
- WTOのような協定がない金融サービスは、仮に2017年初にリスボン条約50条を行使した場合、2年後の2019年初以降にEUパスポートが失効した時に業務停止のリスクを抱えることとなる。これに対処するために、シティに欧州本店を置く金融機関は業務遂行のコンティンジェンシープランの策定を急いでおり、2017年第1四半期から本格的に英国から他のEU加盟国へ業務移転をスタートさせる意向を示しつつある。英国政府が迷走する状況に嫌気が差し、英国からの撤退・移転を検討する企業がさらに増加する可能性も高く、一刻も早い政治的な安定とブレクジット後の方向性の提示が待たれている。

EU から孤立する英国

10月20日-21日の日程で開催されたEUサミットは、英国がEUから孤立する状況が鮮明に示された場となった。メイ首相は、英国がEUを離脱するまでは、欧州の会合や意思決定において引き続き中心的な役割を果たしたいと発言し、多くのEU首脳の反発を買った。また晩餐会の席でメイ首相が英国の現状をスピーチしたときも、これに対してEU首脳は誰一人として発言せず、英国が正式な離脱通告であるリスボン条約50条を行使するまでは、一切事前交渉を行わないEU側の姿勢が改めて示された。

さらに、EU創設国の首脳からも、厳しい発言が相次いでいる。フランスのオランド大統領は、「英国は罰せられるべきであり、EU離脱の高い代償を支払わせる」と発言、英国に続きEU離脱の国民投票を画策する他の加盟国に向けた牽制も兼ね、厳しいスタンスをあらわにしている。またドイツのメルケル首相も、英国が移民抑制をすれば、EU単一市場へのアクセスは与えられないと再び強調している。さらに、来年5月のフランス大統領選でオランド大統領の後継者筆頭と目される、ジュペ元首相は、「大統領に選出されれば、ドーバー海峡に面するカレーでの英国入国審査を無効化する」と発言、現在英仏間の条約の下に行われているフランス国内での英国への入国審査を禁止することで、フランスからの英国への不法難民の入国を事実上容認する姿勢を示唆した¹。

移民抑制の論調が激化、スコットランドの独立論争が再燃

無論、メイ首相が率いる英国政府のハード・ブレクジット（強硬離脱）への姿勢が、英国がEUから孤立を強める最も大きな要因であることに異論はない。10月2日から開催された保守党大会においてメイ首相は、2016年3月末までにリスボン条約50条を行使することを明言²すると同時に、単一市場へのアクセスより移民抑制を優先する姿勢を強調している。また、雇用先を確保していないEUからの移民の入国禁止も検討していることを表明すると同時に、多国籍企業に勤める外国人労働者を差別するようにもとれる発言も展開し、EU市民は英国への反発を強めている³。

またこの強硬離脱の動きに呼応する形で、スコットランドの動きが慌ただしくなっている。スコットランド民族党（SNP）のスタージョン党首は、このまま（単一市場へのアクセスを確保できず）ハード・ブレクジットへの道を選ぶのであれば、スコットランドは再度独立の是非を問う住民投票の実施を辞さないとし、第2次投票に関する法案提出を党大会の演説で約束した。リスボン条約50条の行使に関して、スコットランド議会の承認なしでEU離脱への道を進むメイ首相を少しでも牽制したい思惑がみられる。さらに保守党が新たに提示した、EU法を英国法

¹現在フェリーや鉄道でフランスから英国に入国する際、フランス国内で英国の入国審査を行っているため、不法難民は英国に渡ることすらできない。

²これ以上行使を遅らせれば、2019年5月の欧州議会選挙や2020年の新EU予算策定前の正式離脱が難しくなっていたため、離脱派が反発を強めていた。

³メイ首相は保守党大会の演説で、社会に根を張らない国際エリート層を非難し、資本主義を労働者階級にとって、より公正なものにすることを誓っている。メイ首相の演説はキャメロン前首相時代の大企業寄りの、社会的一体性を重視しないようなリーダーシップとの断絶を明確なものにした。

に組み込む役割を果たす欧州共同体法 (European Communities Act 1972) を廃止する法案 (Great Repeal Bill) への抵抗とも捉えられる。欧州共同体法が廃止されれば、スコットランドが実質的に EU に残る道が断たれる。すなわちそれは、リスボン条約 50 条を行使しても、欧州共同体法の廃止をスコットランド議会で承認しないことで EU 残留を実現することが不可能になることを意味する。ただし住民投票の再実施は、英国政府との協定が必要となる。2014 年の住民投票の実施は、英国政府とスコットランド自治政府がエジンバラ協定を結び、独立合意に向けた交渉プロセスの道筋を確保するなど、事前の準備を周到に行っての実施であった。SNP は英国の EU 離脱までにスコットランドを独立国家とし、迅速な EU 加盟を狙っている。しかし、前回の住民投票から日が浅い中、EU 離脱に向けこれ以上の国益の損失を回避したい英国政府が再び同様の協定を結ぶ可能性は低いと言わざるを得ない。スペインのカタルーニャ自治州政府のように、中央政府の意向を無視し、一方的に独立への道を進むことも、スコットランドとしては得策ではない。

ただグリーンランドのように、自治政府として EU 側に対し独自の主張を貫き通した前例もある。デンマーク王国が EU の前身である欧州共同体 (EC) に加盟した時、デンマーク王国領であったグリーンランドも EC に加盟している。しかし、主要な収入源である漁業に対し、EC から規制がかけられることを懸念し離脱を求める声は当初から高かった。1979 年にグリーンランド自治政府として、高度な自治権を獲得後、1985 年に EC を離脱している。グリーンランドは現在でもデンマーク王室を君主とするデンマーク王国の一部であるものの (住民はデンマーク国籍のため、EU 市民となる)、一自治政府の意志が尊重されたケースとなっている。

図表 1 英国 10 月の保守党党大会のメイ首相の演説要旨

①離脱のタイミング

- 遅くとも2017年3月末までに50条行使
- 英国EU間の(非)関税貿易障壁、パスポート制が優先的協議されるが、離脱までに交渉が完了するかは不透明

②Great Repeal Bill (EU法廃止に関する法律)

- 欧州共同体法 (European Communities Act 1972) を廃止し、EU法を英国法として置き換えるための法令案の制定へ
- EU離脱後に時間をかけて必要なEU法の修正・変更を実現 (法的欠如状態を回避)

③EUからの完全な主権の回復

- EEAやEFTA、関税同盟への加盟の可能性は低い (ハード・ブレクジットを示唆)

(出所) 大和総研作成

ハード・ブレクジットで迷走する英国

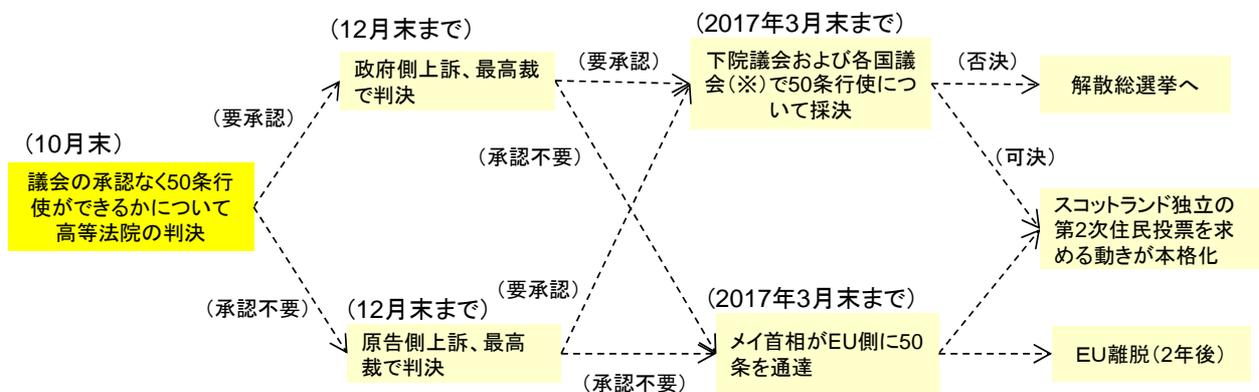
リスボン条約 50 条は、「加盟国は憲法の手続きに従って離脱する」との記述のみで、明確なプロセスの定義はなく、議会採決が必要か否かは各国の判断に委ねられている。保守党党大会

の中でメイ首相は、50条行使は政府の専権事項として議会採決を行わない方針を明示している。一方、野党労働党は、この政府方針に反発しており、リスボン条約50条が与党保守党から一方的に宣言される前に、EU離脱の方針に関して議論を求める動議を提出した。保守党は、EU離脱計画について、EUとの交渉における立場を弱めないために、その詳細を逐一明らかにしないスタンスを貫いており、これに反発した格好である。ただしこの労働党が提出した動議では、リスボン条約50条行使の議会採決は求めている。この動議の議会討論が行われた10月12日は、“労働党の動議により議会採決が必要となり、残留派が多数を占める議会において、英国のEU離脱が困難となった”と誤って解釈され一時的にポンドが急騰するなど金融市場も混乱した。

一方で、英国のEU離脱のさらに混迷を深める可能性が高い近々の課題として、50条行使を巡り議会採決の是非を問う司法審査が英国高等法院で行われていることが挙げられる。10月13日からロンドンの高等法院では、議会の承認なく政府が50条を行使する権限があるかどうかを巡る司法手続きが行われており、政治家だけでなく金融関係者もその結果に注目している。原告側（英国で投資事業を手掛けるジーナ・ミラー氏等）は、6月の国民投票の結果は法的拘束力を持たず、必ずしも離脱をする義務はなく、あくまでも助言的な位置づけとし、仮に離脱手続きを開始するとしても、議会採決が必要としている。

審議自体は当初から予定されておりサプライズではない。ただしその審議中である10月18日に、政府代表の弁護団のひとりであるジェームズ・イーディー氏が、50条行使を含むEU離脱に関する最終的な取り決めについて、議会採決をする必要性が高いと発言したことが波紋を呼んでいる。下院が議会採決において反対し続ければ半永久的に英国のEU離脱を阻止できることとなり、金融市場はソフト・ブレイクジットへ傾斜したと判断し、ポンドは対ドルで上昇した。原告・被告側どちらが勝っても最高裁に上訴することは確実とみられており、最終的な判決は12月になる。仮に議会採決が必要になったとしても、当初EU残留派であった下院議員の多くは、昨今では離脱を選択した国民の意志を尊重するとしており、下院での承認は問題視されていない（上述の労働党が提出した動議も50条の下院採決は求めている）。ただスコットランド議会や北アイルランド議会では、50条行使を巡る議会採決が否決されることは確実視されており、そのタイミングで民意を問う形で解散総選挙となる可能性も未だ燃っているのが現状である。

図表2 EUへの離脱通告（リスボン条約50条行使）を巡り予想されるシナリオ



(※) スコットランド議会、北アイルランド議会、ウェールズ議会

(出所) 大和総研作成

水面下で EU 離脱の準備を着々と進める外資系企業

英国政府はハード・ブレクジットへの傾斜を再三示唆する一方で、離脱後の道筋を明らかにしないため、企業は身動きが取れず苛立ちが募る状況が続いている。特に政府はこれまで離脱後の貿易や金融サービスでの EU との協定について、その方向性を明らかにすることなく、現在進行形でのコメントを出すことを拒否している。ただ 10 月 14 日に、日産自動車のゴーン CEO が首相官邸で、メイ首相、クラークビジネス・エネルギー・産業戦略相と会談した際に、政府の EU 離脱における方向性が一部垣間見られたことは重要な事実として認識すべきであろう。会談の中でゴーン CEO は、サンダーランドにある同社製造拠点は、生産台数の 4 分の 3 以上を EU 向けに輸出している状況を訴え、貿易面における単一市場へのアクセス維持を求めた。また、かねてゴーン CEO は、英国の EU 離脱後に大幅な関税の増加がないことを求め、仮に関税が増加した場合、英国政府からの補償がなければ、新規投資を凍結する意向を表明していた。

それに呼応する形で会談終了後にメイ首相は、「現政府は自動車産業に対し英国での繁栄を維持するために必要な環境を整え支える」との声明を発表した。これは EU からの必要部品の輸入と、完成車を EU 域内に輸出するときにかかる関税に対して英国政府が補償することを示唆したと捉えられ、関係者は驚きを隠せなかった。なぜならば、仮に日産が関税に対する補償に合意すれば、他の自動車メーカーも、完成車の大半は EU 域内への輸出が占めており、同様の措置を求めることとなる。ハモンド財務相が秋の財政演説で緊縮財政の方向性を緩めるとはいえ、特定セクターへの財源手当てに関しては、財政赤字のさらなる拡大を懸念する向きも多い。

図表 3 英国進出企業の再考事例

日程	イベント
6 月 29 日	Vodafone が EU 離脱交渉の動向によっては本社を EU 加盟国に移転させる方針を発表
7 月 1 日	easyJet が本社の EU 加盟国移転計画を策定（移転が必要と認められた場合にすぐ実行できるための準備）
7 月 22 日	ゴールドマン・サックスは SEC 提出書類に、「英国の国民投票の結果が同社の英国および欧州における業務活動に負の影響を与える可能性があるとし、一連の事業活動の再検討を迫られるかもしれない」と記載。英国からの業務移転の可能性を示唆
9 月 25 日	英国企業 CEO を対象とした KPMG の調査では、76%が何かしらの形態の移転を検討中
9 月 29 日	日産自動車のゴーン CEO が英国サンダーランド工場への新規投資決定を遅延させると発表
9 月 30 日	TheCityUK はハード Brexit の場合、70,000 人の雇用削減や 100 億ポンドの歳入減少につながる警告（ソフト Brexit の場合は同 4,000 人、同 5,000 万ポンド）
10 月 11 日	ロシア VTB 銀行がロンドンから本店も移転させるとし、フランクフルト、パリやウィーンを候補地として検討と発表 英国富士通が構造改革の一環として英国で最大 1,800 名の人員削減の可能性を発表。Brexit 決定とは無関係としている。

（出所）大和総研作成

さらに、金融機関の中でも単一市場へのアクセスを維持できないことを懸念する声が増加している。主に米銀からは、（まだ正式な発表がないものの）欧州本拠地や業務の一部をロンドンから EU 加盟国に移転するとの憶測は多く聞かれている。さらにロシアの VTB 銀行はロンドンからの本店の移転を発表するなど、すでに業務を撤退させる意向を表明する金融機関も現れ始めている。この理由のひとつとして、離脱後の英国と EU 間における金融サービス協定の締結には政治的な妨害が加わり相当の時間がかかることが予想されていることが挙げられる（第三国が単一市場アクセスを確保するために必要な同等性評価獲得に関しても、欧州証券市場監督機構 (ESMA) からの認定は数年かかるとの観測もある）。WTO のような協定がない金融サービスは、仮に 2017 年初にリスボン条約 50 条を行使した場合、2 年後の 2019 年初以降に EU パスポート⁴が失効した時に業務停止のリスクを抱えることとなる。これに対処するために、シティに欧州本店を置く金融機関は、業務遂行のコンティンジェンシープランの策定を急いでおり、2017 年第 1 四半期から本格的に英国から他の EU 加盟国へ業務移転をスタートさせる意向を示しつつある。仮に大規模な移転が発生した時には、英国経済に大きな打撃を与えることは明らかであり、市場がナーバスになり EU との将来的な取り決めの不透明性はさらなるポンド急落を生む可能性もある。

シティでは、フォックス国際貿易相が 9 月下旬に英国として WTO の正規会員になることを正式に宣言したことも、英国政府がハード・ブレクジットに傾きつつあることの証左と捉えられた。英国政府が迷走する状況に嫌気が差し、英国からの撤退・移転を検討する企業がさらに増加する可能性も高く、一刻も早い政治的な安定とブレクジット後の方向性の提示が待たれている。

(了)

⁴EU 加盟国に拠点を置き認可を受けた金融機関は、当該国以外の EU 加盟国でも別途認可を必要とせずに、金融サービス業務を行うことが可能となる制度。